

限会社介護ケア・ワーカー緑が丘
身体拘束等の適正化のための指針

第1条 身体拘束等の適正化に関する考え方

（1）基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為である。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（2）身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。

（3）拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ①切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②非代替性 身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合
- ③一時性 身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

以上の3要件を満たし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

第2条 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

（1）身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。なお「虐待防止検討委員会」と同時に開催することができるものとする。委員会は年に1回以上の開催と、必要に応じて委員長が招集し、開催する。

（2）委員会の設置目的

- ① 事務所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

（3）委員会の構成

委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

- ① 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- ② 委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時には、委員長が指名した者がその会務を務める。
- ③ 委員会は、協議のため必要がある時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第3条 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のため、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。研修内容としては、身体拘束適正化に関する基本的な内容などに適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。なお、身体拘束適正化のための研修は虐待防止研修と一体化して行うことができる。

第4条 事務所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- （1）相談窓口は原則として営業時間内に対応するが、緊急性の高い場合は24時間受信可能なメール等利用し柔軟に対応する。
- （2）相談・報告を受けた場合、窓口担当者は速やかに委員会に報告し、原則として適宜委員会を開催する。
- （3）相談・報告の記録は都度窓口が作成し、万全なセキュリティ策を講じた上で保管する。

第5条 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順を踏まえて行うこととする。

- （1）やむを得ず身体拘束を必要とする場合は身体拘束適正化委員会にて協議する。
- （2）協議の上身体拘束を必要とする場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、サービス提供責任者がご利用者及びご家族等に対する説明書（書式1）を作成する。
- （3）身体拘束を行っている間は経過観察を行い、経過観察シート（書式2）を用いて、身体拘束発生時の利用者の心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間ややむを得なかった理由その他必要な事項を記録する。身体拘束等の早期解除に向けて、拘

束の必要性や方法を隨時検討する。

- (4) 上記（3）の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束等を解除する。その場合ご本人、ご家族等に報告する。

第6条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、当事業所掲示場所に掲示するとともに、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

第7条 その他身体拘束等の適正化のための推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

- (1) 利用者主体の行動・尊厳のある生活に努める。
- (2) 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- (3) 利用者の思いを汲み取る、利用者の以降に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- (4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- (5) 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。
- (6) 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努める。

付則 この規定は令和4年4月1日から施行する。